

持ちもの

●利用登録に必要なもの

□母子健康手帳

●当日必要なもの

□「医師連絡票」

□利用料金

□処方薬・薬剤情報提供書（薬がある場合）

□着替え 2～3組（下着含む）

□紙おむつ・おしりふき（必要な場合）

□手ふきタオル

□フェイスタオル

□お昼寝用に大きめのバスタオル1枚（夏は2枚）

□ハーフケット1枚（冬）

□ビニール袋（汚れた衣類等を入れます）

□食事用エプロン（必要な場合）

※乳児の場合

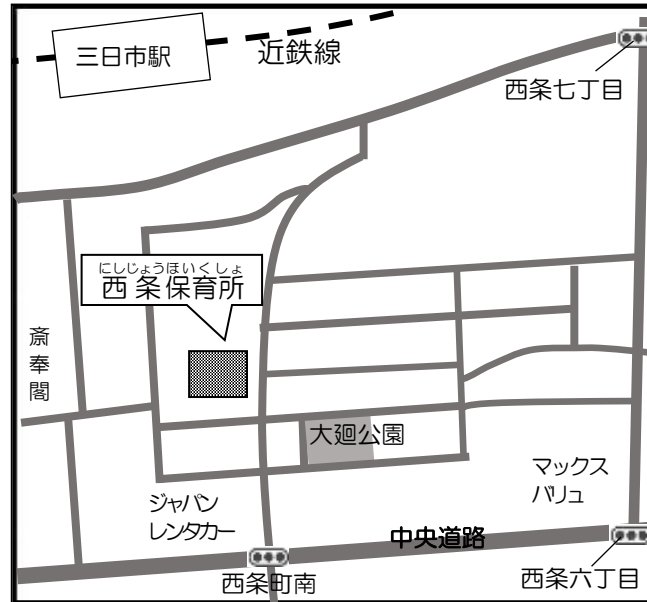
□ミルク（必要回数分）

□哺乳瓶

□おしぼり 3枚

※持ちものにはすべて名前を書いてください。

地図



インターネット
予約はこちら



鈴鹿市役所 こども育成課
住所 鈴鹿市神戸一丁目18-18
TEL 059-382-7606
FAX 059-382-9054

びょうごじほいく

病後児保育のしおり



鈴鹿市立西条保育所

りよう あんない

利用のご案内

利用できるお子さま

- 下記のいずれにも該当する場合利用できます。
- 鈴鹿市内在住の生後6 か月から小学校6年生までのこども
 - 病気の回復期にあるこども
 - 保護者の仕事、疾病、出産、冠婚葬祭などにより、家庭での保育が困難なこども
 - 医師から病後児保育の利用について承認を得ているこども

利用日・利用時間

- 月曜日～金曜日 8:00～17:30
- ※土曜、日曜、祝日、年末年始はお休みです。

利用期間

- 原則として連続7日間以内（閉所日を含む）
- ※医師の判断により必要と認められる場合には延長可能

利用料

1日 2,000円（生活保護世帯は無料）

利用定員

1日6人

利用できる病気の範囲

- 「感冒、感染性胃腸炎など、こどもが日常かかる病気」の急性期が過ぎて、回復期にある場合
- 「おたふくかぜ、水痘などの感染症」の回復期で感染期を過ぎた場合
- 「気管支喘息などの慢性疾患」で症状が安定している場合
- 「骨折、火傷などの外科的疾患、手術後」で症状が固定している場合
- その他、医師が利用可能と判断した病気

利用の流れ

事前登録

- 事前に、「利用登録届出書」に必要事項を記入し、当保育所で登録の手続きをしてください。
- （利用当日でも可）
- ＜登録に必要なもの＞
- ・ 母子健康手帳

利用予約

- 電話または、インターネットで空き状況を確認し、予約をしてください。
- 電話予約：月～金曜日の8:00～17:30
- インターネット予約：利用希望日の前日13:00～当日7:00

医療機関を受診

利用日の前日（もしくは当日）に、「医師連絡票」を持って、かかりつけ医を受診し記入してもらってください。

- ※かかりつけ医が「病気の回復期である」と判断した場合のみ利用できます。
- ※かかりつけ医が市外の場合は病後児保育室までご相談ください。

利用日当日

- ① 担当看護師が「医師連絡票」などの書類とお子さまの状態を確認したうえで、受入れをします。
- ② 「医師連絡票」があっても、その後病状が悪化している場合はお預かりできない場合があります。
- ③ 「利用申請書」「くすり連絡票（薬持参の場合）」「家庭連絡票」に必要事項をご記入ください。
- ④ 利用料をお支払いください。
- ⑤ 病後児保育室でお子さまをお預かりします。

※「医師連絡票」「利用登録届出書」「利用申請書」は鈴鹿市ウェブサイトからもダウンロードできます。